

# 信州緑花ネットワーク規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会の名称は、信州緑花ネットワーク（以下、「本会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、市民、市民団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が連携した市民主導型による協働により、長野県内における都市緑化に関する普及啓発活動及び実践活動、ならびに県内で活動する関連団体の連携等を促進し、都市緑化推進及び観光、経済への波及効果を高めつつ、景観形成や環境保全等も視野に入れた地域社会への幅広い社会貢献に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 公共緑化や公共花壇、または民間ガーデン等の情報収集
- (2) 公共緑化や公共花壇、または民間ガーデン等の情報発信
- (3) 都市緑化推進に関連する諸団体の連携
- (4) 都市緑化推進の普及啓発に関する事業
- (5) 都市緑化推進に関する技術的支援及び助言
- (6) その他本会の目的達成に資する事業

## 第2章 会員

### (正会員)

第4条 本会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する個人で、会長が入会を認めたものは、正会員（個人）となることができる。
- (2) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する公益活動団体、企業等の団体で、会長が入会を認めたものは、正会員（団体）となることができる。

### (賛助会員等)

第5条 本会は、正会員のほか、当該事業活動に参加協力できる賛助会員、グループ会員、サポート会員を設けることができる。

2 本会の趣旨に賛同し活動を連携する行政団体で、会長が入会を認めたもの

は、行政会員となることができる。

#### (会費)

第6条 本会の会員は、別に定めるところにより、会費を支払うものとする。

2 会長が特に認めた場合は、本会の会費を免除できるものとする。

#### (入退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

2 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失うものとする。

(1) 会員が死亡（会員が団体の場合については、当該団体が解散）したとき

(2) 文書による退会届を提出し、会長に承認されたとき

(3) 会費の未納その他の理由で、総会において除名されたとき

3 会員は、その住所及び氏名（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本会事務局にその旨を届け出なければならない。

### 第3章 役員

#### (役員の数及び選任)

第8条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事長 1名

(3) 理事 3～10名

(4) 監事 1名

2 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 会長及び理事は、監事を兼ねることはできない。会長は理事を兼ねることができる。

#### (役員の仕事)

第9条 会長及び理事長は、本会を代表する。

2 会長は、本会の運営全体を総括する。

3 理事長は、理事を代表し、総会の決議に基づき事務局を統括して事業を執

行する。

4 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

5 監事は、本会の会計及び事業執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、3年とする。

2 交代又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問等)

第11条 本会は、役員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバー（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が任命する。

3 顧問等の任期は、3年とする。

#### 第4章 総会等

(総会の種別等)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が行うものとする。会長が欠けたとき又は事故あるときは理事の互選により議長を選出する。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき

(2) その他会長が必要と認めたとき

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、正会員（個人）及び正会員（団体）現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 総会において議決権を有するものは、正会員（個人）及び正会員（団体）とする。なお、正会員（団体）の議決権は、1団体につき1個とする。

3 総会の議事は、議決権を有する出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 行政会員、グループ会員、サポート会員、賛助会員等及び顧問等は、総会

において意見を述べることができる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 規約及び諸細則の制定及び改廃に関すること
- (4) 解散及び残余財産の処分に関すること
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(専決処分)

第16条 理事長は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項について専決処分をすることができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、理事長は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(理事会の開催等)

第17条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会の議長は、理事長が行うものとする。
- 3 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合に開催する。
- 4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(理事会の権能)

第18条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### (4) 理事長の選定及び解職

### 第5章 事務局等

#### (事務局)

第19条 本会は、事務局を長野県内に置く。

- 2 事務局長及び事務局員は、理事長が任命する。
- 3 本会の庶務及び会計は、事務局長が統括する。

#### (委員会等)

第20条 本会の業務の遂行にあたり、特定の事項について調査、検討及び実施するための委員会、部会及びプロジェクトチーム等を置くことができる。

### 第6章 会計

#### (事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日（初年度にあつては設立の日）から始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (資金)

第22条 本会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 協賛金、委託金、補助金、寄付金又はその他の収入

### 第7章 雑則

#### (委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

#### 附則（改正経過）

- (1) 平成30年2月16日 本定款は、設立の日から施行する。
- (2) 令和元年7月22日一部改正

## 信州緑花ネットワーク 会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、信州緑花ネットワーク規約第6条に規定する会費について必要な事項を定める。

(年会費)

第2条 年会費は、別表によるものとする。

2 年会費は、複数年度分を一括して先支払いできるものとする。ただし、この場合であっても、会員の途中退会、本会の解散等の諸事情による返金には応じないものとする。

3 正会員となった団体からは、当該団体代表者以外に複数の会員を登録することができるものとする。

4 日常の連絡は、メールやインターネットによるものとする。ただし、郵送、FAXによる連絡を希望する会員にあっては、会員区分によらず年間1千円の通信費を支払うものとする。

(入会金)

第3条 本会では初年度の年会費納入を入会時の要件とする。

制定 平成30年2月16日

(別表)

会員区分	年会費
正会員（個人）	個人5千円
正会員（団体）	代表者1万円 代表者以外1名につき5千円
正会員（団体）公益	公益活動団体5千円
グループ会員	会費無料
サポート会員	会費無料
行政団体	会費無料
賛助会員	1口1万円（個人、団体等）
顧問	会費無料
アドバイザー	会費無料
オブザーバー	会費無料